

サービス供給への関与のあり方

サービス供給への関与のあり方

現状・課題

1. 介護サービスの供給に関わる事業者指定等の仕組み等

(事業者指定等の仕組み)

介護サービスの供給に関わる事業者指定は、現行では、居宅サービス(居宅介護支援を含む。以下同じ)等は都道府県が、地域密着型サービスは市町村が実施している。

指定等の基準を満たせば指定等がなされるのが原則であるが、施設・居住系サービスについては、定員数が介護保険事業計画等に定める計画値を上回る場合に、サービスの供給量をコントロールするために指定等を拒否することができる総量規制の仕組みが設けられている。

在宅サービスについては、様々な事業主体の参入を認め、利用者の選択と事業者間の競争によりサービスの質を確保することを前提としつつも、24時間365日の在宅生活を支援する定期巡回・随時対応型訪問介護看護等については、その普及を図る観点から、市町村協議制(後述)を導入し、一定の居宅サービスについて参入規制を設けている。

(在宅サービスの現状)

介護保険制度は、制度創設以来在宅ケアを推進してきた結果、在宅サービスの供給量(事業所数)は拡大しているが、一方で、訪問介護・通所介護の供給量が多いと判断している市町村もある状況にある。

このため、地域マネジメントを推進する観点から、在宅サービスの供給に関わる事業者指定について、市町村の関与を強化していくこと等が求められている。

サービス供給への関与のあり方

現状・課題

2. 在宅サービス事業者の指定に係る市町村の関与の現状

在宅サービス事業者の指定に関し、現行制度の下で市町村が関与する仕組みとしては以下がある。

(1) 市町村協議制

- ・ 市町村に指定権限のある定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(看護)小規模多機能型居宅介護が当該市町村の区域内にある場合等において、
- ・ その区域内の訪問介護・通所介護の量が、市町村の介護保険事業計画に定める見込量を上回るか、又は計画の達成に当たり支障があると判断した場合には、
- ・ 市町村は、都道府県の行う訪問介護・通所介護の指定について、都道府県に協議を求めることができる。この場合、都道府県は、その求めに応じなければならない。

都道府県は、市町村との協議結果を踏まえて、訪問介護・通所介護の指定を拒否し、又は指定に当たり条件を付すことができる。

(2) 地域密着型サービス事業者の指定

地域密着型サービスの事業者指定の権限は、市町村にある。

市町村は、地域密着型サービス事業者の指定を行うに当たって、事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付すことができる。

例) 事業者指定を行うに当たって、他市町村から転入して利用することを一定程度制限することや指定を受けてから開業するまでの期間の制限を、条件として付すことが可能。

サービス供給への関与のあり方

現状・課題

3. 在宅サービス供給への市町村の関与のあり方に関する課題

(市町村協議制の実効性・対象サービスに関する課題)

市町村協議制については、協議を実施した保険者が3保険者(平成26年度)、うち実際に都道府県が指定をしないこととしたのは1保険者(通所介護の指定拒否)のみであった。

実施しない理由として、以下の意見がある。

【市町村の意見】

- ・ 市町村が、地域における訪問介護・通所介護の供給量(事業所数)がニーズに対して過多であるか、過小であるかについて、判断できないこと。
- ・ 訪問介護・通所介護の供給量が介護保険事業計画に定める見込量を超えた場合でも、直ちに供給過多には当たらず、ニーズに応じたサービス提供がなされている場合もあると考えられること。

【都道府県の意見】

- ・ 指定拒否を行うのは都道府県であり、拒否しても必要なサービス量が確保されることなどについて、被保険者や事業者に対する説明責任を負うため、消極的な対応にならざるを得ない側面があること。
- ・ 市町村との協議に関する具体的な判断基準や判断過程について、示されていないこと。

このような課題を踏まえれば、まずは、現行の市町村協議制の実効性を高めていくことが課題として考えられる。

また、短期入所生活介護(ショートステイ)については、小規模多機能型居宅介護等の泊まりサービスと機能が類似するが、現行では市町村協議制の対象とはなっていない。

サービス供給への関与のあり方

現状・課題

(都道府県による居宅サービスの事業者指定への市町村の関与に関する課題)

現行では、都道府県が行う居宅サービスの事業者指定に関し、市町村が関与する仕組みは、市町村協議制による協議以外にはない。

都道府県指定の居宅サービスと市町村指定の地域密着型サービスが、地域でそれぞれ整備され、サービス提供体制を構築することとなるため、地域マネジメントを推進する観点から、市町村が都道府県が行う居宅サービス事業者の指定に何らかの形で関与する仕組みを設けることが課題として考えられる。

サービス供給への関与のあり方

現状・課題

(地域密着型通所介護等の地域密着型サービスの事業者指定に関する課題)

通所介護の費用は急増しており、特に小規模の通所介護事業所については、実際に参入事業所数の増加が顕著な状況にあることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性を確保するため、地域密着型サービスに移行(地域密着型通所介護の創設)した(平成28年度施行)。

地域密着型通所介護については、市町村自身が指定権者となることから、市町村協議制の対象とはならず、小規模多機能居宅介護等の見込量の確保の観点から地域密着型通所介護の指定を拒否できる仕組みも設けられていない。

これは、地域密着型サービスについては、前述のとおり、事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができることが理由であるが、指定の拒否をできるものではない。

一方で、通所介護の事業所数が多いことや、小規模多機能型居宅介護等の普及を更に進める必要があることを踏まえれば、競合サービスとなり得る地域密着型通所介護の指定を拒否できるようにすること等が、実効性のある地域マネジメントを実施するための課題として考えられる。

サービス供給への関与のあり方

論点

(市町村協議制の実効性の確保・対象サービスの拡大)

市町村の地域分析により介護保険事業計画に定めるサービスの見込量が精緻化されることを踏まえ、都道府県及び市町村がより市町村協議制を活用できるようにするため、技術的な支援(ガイドラインの発出等)を行うべきではないか。

市町村協議制について、小規模多機能型居宅介護等の普及の更なる推進の観点から、対象サービスの範囲を拡大してはどうか。

(都道府県による居宅サービス事業者の指定への市町村の関与の仕組み)

地域マネジメントを推進するため、都道府県が行う居宅サービス事業者の指定について、介護保険事業計画との調整を図る見地から、市町村が一定程度関与できるよう、市町村が都道府県に対して意見をすることができるようになるとともに、都道府県が指定を行うに当たって条件を付すことができることとしてはどうか。

(市町村による地域密着型サービスの事業者指定に関する見直し等)

地域密着型通所介護について、小規模多機能型居宅介護等の普及のために必要がある場合は、市町村が地域密着型通所介護サービス事業所の指定をしないことができる仕組みを導入してはどうか。また、地域密着型サービス事業者の指定を行うに当たって、事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付すことができることについて、市町村に再周知等をすべきではないか。